

公益社団法人日本馬術連盟

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2021年から2025年までの中期目標を達成するための計画（中期計画）を策定し、連盟の公式サイト上で公開している。内容については以下のとおり。 Ⅰ.中期事業計画 1.馬術の普及・振興 (1)会員の登録・増加(2)公式ウェブサイトのリニューアル(3)主催競技会等の動画配信レベルの向上及び動画配信ページの認知度向上(4)マーケティング活動の更なる発展(5)新生JRA馬事公苑の活用 2.組織の強化(1)外部理事割合の拡大(2)女性理事割合の拡大(3)IF役員ポストの獲得(4)組成団体・関係団体との連携、協同 3.競技力レベルの強化(1)選手の強化(2)主要国際大会における目標設定 4.馬のウェルフェアの推進 5.事業運営の効率化 Ⅱ.経営基盤の強化 1.ガバナンスの強化 2.事務局の強化 3.財政基盤の強化 なお本計画の策定にあたっては、役職員および総合企画委員会等から広く意見を募って策定したうえで理事会の承認も得ており、多くの関係者の意見が集約された計画となっている。 https://www.equitation-japan.com/outline/outline04_pdf/2021-2025chukiplan.pdf	・公益社団法人日本馬術連盟が中期目標を達成するための計画（2021～2025中期計画）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画については、組織体制が小規模で資金力も乏しい当連盟においては、平常業務における即戦力として必要とされる人材さえも獲得が困難な状況にあることから、従来計画の策定・公表は行っていなかったが、2021～2025中期計画内で計画を記載した。 また、人材の育成を図るべく毎年コンプライアンス研修を実施しているが、中長期的な計画として策定しているものがないため、その策定及び公表について2025年3月末までに対応する。 さらに、助成を受けている日本中央競馬会とは人件費助成及び人材派遣支援について毎年協議を行っており、ガバナンスやコンプライアンスに関して知見を培った人材の派遣を得ている。	・公益社団法人日本馬術連盟が中期目標を達成するための計画（2021～2025中期計画）
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	会計年度ごとに事業計画書・予算書を策定し、理事会に諮ったうえで連盟公式サイト上で公表している。また、昨年度より中期計画も策定し、財政の健全性を確保するための計画も明示している。これらの計画書の策定にあたっては、連盟内専門委員会である総合企画委員会や財務委員会等から意見やアドバイスを得ることのできる機会を設け、これを反映させて実効性を持たせている。 https://www.equitation-japan.com/about_06.html	・公益社団法人日本馬術連盟が中期目標を達成するための計画（2021～2025中期計画） ・事業計画 ・予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事や女性理事の目標割合については、2021～2025中期計画において「外部理事の割合を 25%以上とする」「女性理事の割合を 40%以上とする」と明記した。これを実現すべく、2023年6月の役員改選までに役員選挙規則を改定し、各基盤団体及び学識経験者役員候補者推薦委員会に対し、女性あるいは法律、財務、国際等の各分野において専門的な知識・経験を有するような者についての推薦を検討することを促す。 なお、2022年6月の社員総会終了時点においては、外部理事（競技以外の専門的知見を活用している理事含む）が6名（30%）、女性理事が4名（20%）となっている。	・公益社団法人日本馬術連盟が中期目標を達成するための計画（2021～2025中期計画） ・役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員会は設置していない。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	令和4年第2回定例理事会において公益社団法人日本馬術連盟アスリート委員会規程を制定。現在、HP及び機関誌において周知を進めている。2023年3月を目途に投票によりアスリート委員を選出、理事会の承認を経てアスリート委員会を設置する予定。委員には障害・馬場・総合の各種目及び男女両性から選出することとしており、幅広くアスリートの意見を反映させられるようにしている。この委員会は1年に1回以上に開催することとしており、委員会で決定されたことについては理事会において審議・報告されることとする。	・アスリート委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事会の規模は、下部組織の代表及び必要とされる学識経験者から構成されており、様々な分野の専門家が選任されているため適正と判断している。また全理事は競技本部または専門委員会等の委員に任命されており、連盟の業務執行方針や大会要項の素案作成の段階から携わることにより、その意思を業務に反映することが可能となっている。理事会の開催は、定例で7回開催され、定例以外においても緊急の議題が生じた場合は臨時理事会を開催することで、実効性を確保している。	・役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	規約第18条において役員の定年について、「理事及び監事の定年は、満70歳を迎えた後、最初に行われる役員改選日とする。」と規定されており、70歳以上で理事に就任することはできない。同条第2項にかねてより年齢制限規定における例外条項を設けているが、ガバナンスコードの趣旨を踏まえて2022年定時社員総会において規約を改正、例外条項を適用するための条件を設けた。なお、同項をより適切に運用するための規程整備を2024年6月までに実施する。	・規約
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在20名の理事中2名が連続在任期間10年を超えているが、2022年定時社員総会で規約を改正し、10年を超えて在任することがないように在任回数の上限を設けた。2023年の役員改選期において在任回数の上限を設けての役員選出を行う。 なお、当連盟のIF・AFにおける発言力の強化及び業務目標の達成のため、規約第17条の2第3項に「その役員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決によって適用しないことができる。 （1）当該の者が国際馬術連盟もしくはアジア馬術連盟の役職者である場合。（2）定款第3条で規定する目的を達成するための計画を遂行する上で、当該の者が継続して理事を務めることが不可欠であると理事会で認められた場合。」という例外条項を併せて設定した。	・規約
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 規約第18条において役員の定年について、「理事及び監事の定年は、満70歳を迎えた後、最初に行われる役員改選日とする。」と規定されており、70歳以上で理事に就任することはできない。さらに、外部理事や女性理事の目標割合を達成すべく2023年6月の役員改選までに役員選挙規則を改定することから、理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行っているといえる。 また、現在連続在任期間が10年を超える理事が2名いるが、学識経験者役員候補者推薦委員会において、これまでの実績等を鑑み、組織運営及び業務執行上、当該理事が引き続き在任することが必要であるとして推薦されているものである。	・規約
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当連盟の理事は、地区区分・組成団体ごとに推薦された者と、学識経験者から構成されており、地区区分からの役員候補者の選考は地域連絡協議会が、組成団体からの役員候補者の選考は各組成団体が、学識経験者からの役員候補者の選考は、学識経験者役員候補者推薦委員会がその任を負っている。これら各団体・委員会の構成員には理事会役員も含まれているが、理事会からは独立した存在である。	・学識経験者役員候補者推薦委員会規則 ・学識経験者役員候補者推薦委員会委員 名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員倫理規程、会員倫理規程を整備している。	・ 役職員倫理規程 ・ 会員倫理規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	監事監査規程、入退会及び会費等に関する規程、理事会運営規則、社員総会運営規則、本部・委員会規程、事務局組織規程、会計規程、職務権限規程、旅費規程を整備している。	・ 監事監査規程 ・ 入退会及び会費等に関する規程 ・ 理事会運営規則 ・ 社員総会運営規則 ・ 本部・委員会規程 ・ 本部・委員会規程別表 ・ 事務局組織規程 ・ 会計規程 ・ 理事の職務権限規程 ・ 理事長・常務理事の専決事項 ・ 旅費規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規程、公印取扱規程を整備している。反社会的勢力排除に関する規定については役職員倫理規程及び会員倫理規程内に設定されいるが、個々の取引契約書内にも条項として整備されている	・ 文書取扱規程 ・ 情報公開規程 ・ 個人情報保護規程 ・ 公印取扱規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬規程、職員給与規程、役員慰労金支給規程を整備している。	・ 役員報酬規程 ・ 役員慰労金支給規程 ・ 職員給与規程 ・ 職員給与規程内規

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄附金等取扱規程、馬術振興資金規則、国際馬術競技力向上資金規則、緊急時対策・補填資金規則を整備している。	・ 寄附金等取扱規程 ・ 馬術振興資金規則 ・ 国際馬術競技力向上資金規則 ・ 緊急時対策・補填資金規則
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スポンサーシッププログラム（各年度毎に理事会承認）を整備している。	・ スポンサーシッププログラム
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナルチームおよびプログレスチーム(障害・馬場・総合)規程を整備している。 オリンピック競技大会、世界馬術選手権大会等の大会も毎回参加要件が変更されていることから、当該大会の参加要件が確定し次第、各競技本部にて選考基準案を作成、オリンピック対策会議の審議を経て理事会の承認を得た後、速やかに発表している。 なお、競技本部長は理事会において選任され、他の競技本部委員は競技本部長の推挙及び理事会の議決を経て委嘱されるという合理的な選考により選定されている。 また、選手の権利保護に関する規程としては、日本馬術連盟規約第8条において当連盟の会員としての選手の権利を定めており、日本馬術連盟競技会規程第105条は、国民体育大会を除く全ての競技会において選手が衣類や装具のメーカー名またはスポンサーのロゴの入った服装を着用できると定めている。	・ 規約 ・ ナショナルチームおよびプログレスチーム(障害・馬場・総合)規程 ・ 第32回オリンピック競技大会（2020東京）代表人馬選考基準 ・ 競技会規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員規程を整備している。審判員の各資格級については、取得要件を満たした者が所定の講習会と検定試験を受講・受験し、合格した者のみ認定される。また各資格級の審判員が活動できる範囲（大会レベル・役職等）は、審判員規程に明確に規定されており、大会に執務する審判員の選考においては、公平性を担保するために資格級及び審判としての実績評価に基づき、各競技本部において決定している。	・ 審判員規程
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	倫理委員会委員である2名の弁護士（うち1名は理事）との相談・連絡体制を確保している。規程整備等の際はもちろん、日常的な法務事案について随時この2名の弁護士に相談し、アドバイスを得ている。 また、役職員は組織運営等に関する潜在的な問題を把握し、必要な対応ができるよう、コンプライアンス教育等を通じて法的知識の向上に努めている。	・ 本部・委員会委員名簿 ・ コンプライアンス教育方針 ・ コンプライアンス研修実施計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理委員会にコンプライアンス委員会の機能をもたせる形で役職員倫理規程を改正し、令和3年7月1日より施行。 現在の倫理委員会委員である4名の構成は男性3名、女性1名であり、うち2名が弁護士である。 なお、規程改正後まだ1年間しか経過していないことから議事録は1年分のみとなっているが、令和4年度においては令和4年10月6日に第1回コンプライアンス関連倫理委員会を開催し、令和4年度日本馬術連盟コンプライアンス教育方針を策定している。	・役職員倫理規程 ・本部・委員会委員名簿 ・コンプライアンス教育方針 ・コンプライアンス研修実施計画
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在の倫理委員会委員である4名の構成は男性3名、女性1名であり、うち2名が弁護士である。	・本部・委員会委員名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和4年度については令和4年10月6日に令和4年度第1回コンプライアンス関連倫理委員会を開催し、令和4年度日本馬術連盟コンプライアンス教育方針及び実施計画を策定。令和5年2月までに役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。	・コンプライアンス教育方針 ・コンプライアンス研修実施計画
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手に対しては、大会説明会時や強化合宿のときに、指導者に対しては指導者講習会時にコンプライアンス教育（「馬のウェルフェア」、「倫理規程」、「ドーピング注意事項」等）を実施している。 令和4年度においては、以下の通り実施もしくは予定している。 ・令和4年3月9日～11日に開催された総合馬術プログレスチーム&講習アジア大会強化合宿において、JOCインテグリティ教育担当の上田大介氏によるインテグリティ研修を実施。さらに令和4年8月7日～11日に開催された総合馬術プログレスチーム夏季強化合宿においても、JOCから上田大介氏及び谷本歩実氏によるインテグリティ研修を実施した。 ・選手に対しては主催大会の大会説明会時にコンプライアンス教育を実施する。 ・指導者に対しては令和4年11月28日～11月29日及び令和5年1月23日～26日にJSPO公認コーチ3養成専門科目講習会を、令和4年11月28日～29日にJEF認定指導員養成講習会を、令和4年12月12日～14日にJSPO公認コーチ1養成専門科目講習会を開催し、コンプライアンス教育を実施する。	・コンプライアンス教育方針 ・コンプライアンス研修実施計画 ・指導者講習会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員講習会内で教育を実施している。なお、近年におけるコンプライアンス教育実績は、以下のとおり。 ・令和3年1月23日、2月7日、2月15日、令和4年1月30日、2月11日、3月7日に審判員資格等更新講習会を実施し、コンプライアンス教育を実施。 令和4年度についても実施日時は未定ながら同様の講習会にてコンプライアンス教育を実施する。	・コンプライアンス教育方針 ・コンプライアンス研修実施計画 ・審判員講習会資料
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律については倫理委員である2名の弁護士から日常的にサポートを受けており、また税務、会計等については公認会計士事務所と財務監査の契約を締結し、各事業年度の決算報告を行う前にその内容についてチェックを受けている。	・本部・委員会委員名簿
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	連盟役員の中に3名の監事をおき、各事業年度の決算報告を行う前に必ず適正な監査を実施している。また適正な監査が実施できるよう連盟職員が必要に応じて事務援助を行っている。	・役員名簿 ・監事監査規程
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	各助成金の交付要綱を遵守し、適正に強化事業等を実施している。また、役職員倫理規程第4条第4項において補助金・助成金等の処理に関する不正を禁じている。なお、日本馬術連盟から助成金の交付を受ける団体に対しても、交付要綱の遵守を求めるとともに、交付条件とされる証憑書類について確認を徹底している。	・役職員倫理規程 ・助成金交付要綱 ・助成金交付基準 ・助成金交付基準別表
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人認定法に基づき作成が義務付けされている各種書類を内閣府に提出し、承認を受けたのち、連盟の公式サイト上で公開している。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/about_06.html	・事業計画 ・予算書 ・事業報告 ・貸借対照表 ・正味財産増減計算書 ・財産目録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準や選考理由については、連盟機関誌の「馬術情報」や公式サイトに掲載を行い、広く周知している。また適宜選手に対して説明会を実施し、疑義が生じることのないよう努めている。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/index.php?menuindex=posts&cat=18&pno=7392	・第32回オリンピック競技大会（2020東京） 代表人馬選考基準
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード適合性審査自己説明の公表を2022年10月31日付で実施。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/about_09.html	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員倫理規程、会員倫理規程により利益相反によるガバナンス及びコンプライアンス違反が生じないよう適切に管理を行っている。また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、定例理事会において日本馬術連盟役員の就業・利益相反取引等について審議し、承認を受けている。	・役職員倫理規程 ・会員倫理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを令和3年3月1日から施行している。	・利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	役職員倫理規程及び会員倫理規程内に相談窓口・相談員が規定されており、相談員として男女それぞれ1名ずつが任命されている。会員及び職員において相談（通報）の必要が生じた際は、連盟公式サイト内に設置されている「倫理関係相談窓口・相談窓口メールアドレス」を通じて自由に相談員に相談（通報）できる体制となっており、役職員倫理規程及び会員倫理規程内において相談者に対する不利益扱い禁止条項が規定されている。 なお、守秘義務については2023年6月までに規程を改定する予定である。 また、研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/about_08.html	・役職員倫理規程 ・会員倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口・相談員の上位調査機関として倫理委員会が設置されており、委員会の有識者構成員として弁護士2名が任命されている。	・役職員倫理規程 ・会員倫理規程 ・本部・委員会委員名簿
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度及び処分規定は役職員倫理規程及び会員倫理規程内に定められており、以下のURLにおいて周知している。 https://www.equitation-japan.com/about_06.html 懲罰対象となる事案が生じた都度、倫理委員会が聴聞等を経て処分（懲罰）内容を理事会に上申し、理事会及び社員総会において処分（懲罰）内容を決定している。 なお、処分結果の通知については2023年6月までに規程を改定する。	・役職員倫理規程 ・会員倫理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う倫理委員会の構成員に、専門性を有する弁護士2名が任命されており、中立性を原則とした審査を行っている。	・役職員倫理規程 ・会員倫理規程 ・本部・委員会委員名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	役職員倫理規程及び会員倫理規程内に「日馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。」という自動応諾条項を定め、HPに公開している。 また、日本馬術連盟規約第25条に『日馬連主催競技会等、又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。』という自動応諾条項を定めており、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のHPからも閲覧することができるようになっている。 参考URL： https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html	・規約 ・役職員倫理規程 ・会員倫理規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	2021年4月1日より処分対象者に対する処分通知の際は、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁が利用できる旨および手続きの期限について、書面をもって通知している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	連盟内で起こりうる危機を想定し、危機管理マニュアルを策定、事業推進本部の審議を経て承認されている。 具体的な内容としては、主催大会開催期間中において自然災害・重大事故（死傷者等）・馬事故・馬伝染病等が発生した場合と、平時においてスポーツインテグリティ棄損・個人情報漏洩といった事案が発生した場合とを想定している。特に後者の場合には、事実関係の確認後、状況に応じて緊急対策本部を設置、内部調査を進めるとともに倫理委員会に報告、さらに倫理委員会からの提言を受けて外部調査委員会を設置すること等を定めている。	・危機管理マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事が発生していないため非該当。不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の策定といった一連の体制については、危機管理マニュアルにおいて構築されている。	・危機管理マニュアル
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事が発生していないため非該当。危機管理及び不祥事対応として倫理委員会委員がその任を負う。倫理委員会委員には有識者構成員として弁護士2名が任命されている。	・本部・委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	連盟に加盟する基盤団体（県馬連及び組成団体）の権利及び義務、そして連盟への事業協力や役員の推薦については、規約において明確に規定されている。なお、各基盤団体に対しては倫理規程及び倫理委員会の整備の周知を再度行い、令和4年度第1回定例理事会において整備状況を報告するとともに、未整備の団体に対しては、可及的速やかに整備を完了するよう指導を行った。	・ 規約 ・ 地方組織との関係図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織へのコンプライアンス教育については、令和3年度においては令和3年11月9日に日馬連会員に対し基盤団体を通じて「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」の視聴を推奨する通知を送信した。 令和4年度においては、役職員向けコンプライアンス研修の内容を踏まえ、各基盤団体に対して令和5年3月までにコンプライアンス強化に関する情報提供を実施する。	・ コンプライアンス教育方針 ・ コンプライアンス研修実施計画